

北見市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 必要書類一覧表（再支給）

	提出書類等	具体的な書類例	○→必須 △→場合により必要
①	本支援金の再支給申請書	様式 1 - 4	○
②	申請時確認書（再支給）	様式 1 - 5	○
③	本人確認書類の写し	運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、在留カード、各種障害者手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本など	○
④	自立支援金（初回）の確認書類	自立支援金（初回）の振込状況がわかる通帳の写し ※自立支援金（初回）と同一の自治体への申請の場合は省略可	△ ※初回と同一の自治体へ申請の場合は不要
⑤	収入が確認できる書類の写し 【申請者分】 【世帯全員分】	給与明細表、売上・経費のわかる台帳、手当・年金等の振込記録（通帳）など ※収入が無い場合は、通帳など	○
⑥	金融資産が確認できる書類の写し 【申請者分】 【世帯全員分】	通帳、ネットバンクの残高確認画面など ※お持ちの口座全ての分について必要 ※貸付の振込確認、支援金の振込先確認にも必要	○
⑦	生活保護の申請をしていることがわかる書類	保護申請書の写し（保護課の受領印があるもの） ※生活保護を申請中である場合のみ	△ ※保護申請中の場合のみ
⑧	求職活動関係書類	ハローワークの求職番号又は無料職業紹介窓口の名称・申込日を支給申請書（様式 1 - 4）に必ず記載してください	○

今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うことが必要です。

※活動が確認できない場合には、支給中止となります。

(1) 公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと（具体的には下記①～③）

- ① 月 1 回以上、北見市自立支援センターの面接等の支援を受ける
- ② 月 2 回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受ける
- ③ 原則週 1 回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

※ ①～③の活動は所定の様式で報告を行っていただきます。

報告様式、報告方法、報告時期などの詳細は、支給決定者に対してお知らせします。

(2) 就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと